給与支払報告書の提出や償却資産の申告は 1月31日(水) まで

事業主 の方へ

所得税の支払い義務がある給与支払者 は、1月1日現在東庁町に在住しているす べての従業員について、令和5年中に支 払った給与に関する給与支払報告書(総括 表・個人明細書)を支払額の多少に関わら ず提出してください。

なお、従業員は専従者・パート・アルバ イト・役員・外国人技能実習生なども含み ます。

また、前々年に税務署へ提出すべき給与 所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上で あった場合、町へ提出する給与支払報告書 についても、eLTAXまたは光ディスクな どによる提出が義務付けられています。

なお、給与支払報告書をeLTAXで提出 する際、統一CSVファイルの作成区分「2」 (国税・地方税分双方)を選択すると、自動 的に源泉徴収票データも作成され、税務署 に提出できます。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

●償却資産の対象になるもの

会社や個人で、工場や商店、太陽光発電設備を経 営し、その事業のために用いることができる構築物・ 機械・器具・備品などが償却資産です。

これらの資産を事業用として使用している場合に は、償却資産の課税対象となります。

●課税対象にならないもの

- ・耐用年数1年未満の資産
- ・取得価格が10万円未満で法人税法などの規定によ り一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ・取得価格が20万円未満で法人税法などの規定によ り3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却 資産)
- ・自動車税および軽自動車税の対象となるもの

基準日 1月1日 **申告期限** 1月31日(水) ※ eLTAX で電子申告ができます

町民課 固定資産税係 ☎86-6073

固定資産評価審査委員会委員に 伊藤正己氏が再任

固定資産評価審査委員会委員として、伊藤正 己氏が、町議会第3回臨時会で同意され、12月 4日付けで再任されました。任期は3年間で、 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不 服を審査決定します。委員会は3人の委員で構 成されています。



総務課 庶務係 ☎86-6082

9 広報とうのしょう 2024.1

消費税インボイス制度

~事業所得者・不動産所得者のみなさまへ~

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月 1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。 なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、 負担軽減措置などがあります。詳しくは、「インボイス制 度に関する情報ガイドしをご覧ください。

また、確定申告手続きは、確定申告書等作成コーナー・ e-Taxを是非ご利用ください。

インボイス制度に関する情報ガイド (税額の計算方法)



佐原税務署 法人課税第1部門 ☎54-1331(内線231) ※自動音声にしたがって、「2|を選択

所得税と町・県民税の申告は正しくお早めに

2月16日(金)~3月15日(金)は税の申告相談期間です

税務署からのお知らせ

確定申告はスマホからがおすすめです

確定申告書の作成・提出はスマートフォンが便利 です。

スマートフォンとマイナンバーカードがあればい つでもどこでもスムーズに e-Tax による申告ができ ます。

※申告には、マイナンバーカード読取対応のスマー トフォンが必要です。

国税に関するご質問・ご相談は、国税相談専用ダイヤルへ

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901 受付時間 平日8:30~17:00

確定申告書作成会場を開設します

佐原税務署は、所得税及び復興特別所得税・贈与 税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申 告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(金)~3月15日(金)※平日のみ 時間 9:00~17:00 (受付8:30~16:00)

- ※原則、スマートフォンで申告書を作成していただ きます。
- ※混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状 況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- ※「令和5年分確定申告のお知らせ」はがきなどが 届いた場合は、あわせてご持参ください。

税理士による無料申告相談を開催します

佐原税務署は、所得税及び復興特別所得税・贈与 税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申 告書作成会場を開設します。

◆所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

開催日	会場	時間
2月8日(木)	東庄町役場 1階 会議室2	9:30~12:00 13:00~15:30



◀国税庁 確定申告書等



■観 公式LINE

佐原税務署 個人課税部門 ☎54-1331

東庄町役場からのお知らせ

税の申告相談は予約制です

町の申告相談は予約制 (先着順) です。役場町民 ホールに備えてある受付簿に記名してください。 (申告を受ける人数分の氏名記入が必要です)

予約受付

期間 2月8日(木)から※電話予約不可 時間 8:30~17:15(水曜日は19:00まで)

申告相談

期間 2月16日(金)~3月15日(金) ※平日のみ

時間 9:00~12:00、13:00~17:00

会場 町役場1階 町民ホール

※青色申告相談·譲渡(土地·建物·株式)申告相談 は佐原税務署でご相談ください。ただし公共事業 用地を譲渡した場合は、町でも受け付けします。

無収入でも町・県民税(住民税)申告を

住民税申告が必要だと思われる方には2月中旬に 町から住民税申告書を送付します。提出のみの方 は、申告書へご記入のうえ、役場3番窓口へ提出ま たはご郵送ください。

申告に必要なものは事前に用意してください

- □ 収入や必要経費がわかるもの(源泉徴収票、収支 明細書、帳簿、計算書 など)
- □ 各種控除の内容がわかるもの (国民年金保険料・ 生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療 費通知または領収書、障害者手帳、寄附金控除 証明書 など)
- □ 申告者名義の通帳 ※所得税が還付になる方のみ
- □マイナンバーカード、またはマイナンバー通知 カード+免許証など本人確認できる書類
- □ 税務署からの「令和5年分確定申告のお知らせ」 はがき、または電子申告・納税等に係る利用者 識別番号等の通知書
- ※収支内訳書、医療費の明細書は、わかるところま で事前に作成してお持ちください。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073